

(建 築 工 事)
工事成績採点の考査項目運用表

財政局 契約管理部 工事検査課

(工事成績評定要領第 5 条関係) 別紙1 - 監督員 - 2

考 査 項 目	細 別	a (9 0 % 以上)	b (8 0 % 以上 9 0 % 未 満)	c (6 0 % 以上 8 0 % 未 満)	d (6 0 % 未 満)	e
1 . 施 工 体 制	(2) 配 置 技 術 者	配置技術者として優れている。	配置技術者として良好である。	配置技術者として適切である。	配置技術者としてやや不適切である。	配置技術者として不適切である。
		判 定 対 象 [評 価 対 象 項 目] 現場代理人として、工事全体の把握ができています。 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 さいたま市建設工事請負契約基準約款第 18 条第 1 項に基づく設計図書の照査を行っている。 書類及び資料が適切に整理されている。 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 施工等に伴う提案または工夫をもって工事を進めている。 「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人等)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 その他()				判定 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば . . . d
「対象欄」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = (/) × 100		特記事項				

(工事成績評定要領第5条関係)別紙1-監督員-4

考査項目	細別	a (90%以上)	b (80%以上90%未満)	c (60%以上80%未満)	d (60%未満)	e	
2. 施工状況	(2) 工程管理	工程管理が優れている。	工程管理が良好である。	工程管理が適切である。	工程管理がやや不適切である。	工程管理が不適切である。	
		判定対象 [評価対象項目] 実工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 受注者の責による夜間や休日の作業がない。 休日・代休の確保を行っている。 近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 その他()			判定 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば ... d	判定 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当すれば ... e	
		「対象欄」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値 () % = (/) × 100					特記事項

(工事成績評定要領第5条関係) 別紙1 - 監督員 - 7

考 査 項 目	細 別	a (9 0 % 以上)	b (8 0 % 以上 9 0 % 未 満)	c (6 0 % 以上 8 0 % 未 満)	d (6 0 % 未 満)	e
3. 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形	出来形が優れている。	出来形が良好である。	出来形が適切である。	出来形がやや不適切である。	出来形が不適切である。
		<p>判 定 対 象 [評 価 対 象 項 目]</p> <p>承諾図等が、設計図書を満足している。 施工図等が、設計図書を満足している。 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。</p> <p>出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。</p> <p>出来形の管理方法を工夫している。 解体または撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 その他()</p>				<p>判定 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。</p> <p>上記に該当すれば d</p>
<p>「対象欄」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値 (%) = (/) × 100</p>		特記事項				

工種 建築工事

考 査 項 目	細 別	a (90%以上)	b (80%以上90%未満)	c (60%以上80%未満)	d (60%未満)	e
3.出来形及び出来ばえ	(2)品質	品質が優れている。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
		判定対象〔評価対象項目〕 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 品質確認記録の内容が、適切である。 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 躯体工事における施工の品質が、良好である。 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 その他()				判定 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記に該当すれば . . . d
「対象欄」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = (/) × 100		特記事項				

1. 目的物の品質の水準を評価すること。
2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は1.0とする。

工 種 暖冷房衛生設備工事・機械設備工事

考 査 項 目	細 別	a (90%以上)	b (80%以上90%未満)	c (60%以上80%未満)	d (60%未満)	e
3. 出来形及び出来ばえ	(2) 品質	品質が優れている。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
		<p>判定対象[評価対象項目]</p> <p>機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 品質確認記録の内容が、適切である。 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 機材及び施工の品質が、良好である。 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 その他()</p>				<p>判定 品質の管理に関して、 監督員から文書による 改善指示を行った。 上記に該当すれば ・・・d</p>
「対象欄」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = (/) × 100	特記事項					

1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
2. 目的物の品質の水準を評価すること。
3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は1.0とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目の を マークにする。

考査項目	細 別		対象	評価対象項目
5. 創意工夫	(1) 創意工夫	準備・後片付け関係		測量・位置出しにおける工夫 現地調査方法の工夫 その他(理由:) 詳細評価内容:
		施工関係		施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 照明・視界確保等の工夫 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 運搬車両・施工機械等の工夫 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 施工管理及び品質向上等の工夫 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 仮設施工等の工夫 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 その他(理由:) 詳細評価内容:
		品質関係		集計ソフト等の活用と工夫 躯体工事の品質管理の工夫 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 施工の検査・試験に関する工夫 品質記録方法の工夫 その他(理由:) 詳細評価内容:

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細別	対象	評価対象項目
5.創意工夫	(1)創意工夫	安全衛生関係	安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 作業時における作業環境改善等の工夫 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 その他(理由:) 詳細評価内容:
		施工管理関係	出来形の管理等に関する工夫 施工計画書または写真記録等に関する工夫 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 CAD、施工管理ソフト等の活用 CASを活用した施工管理の工夫 その他(理由:) 詳細評価内容:
		その他	<その他> その他(理由:) 詳細評価内容: その他(理由:) 詳細評価内容: その他(理由:) 詳細評価内容:

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考査項目	細 別		【創意工夫の詳細評価】
5.創意工夫	記述評価 【 マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評 価 評点 点	

1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点点評価する。
2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。ただし、最大7点の加点点評価とする。
3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点点する。
4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

(工事成績評定要領第5条関係)別紙2-総括監督員-1

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	(2) 工程管理	工程管理が優れている。	工程管理が良好である。	工程管理が適切である。	工程管理がやや不適切である。	工程管理が不適切である。
		<p>判定 [評価対象項目]</p> <p>現場または施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 隣接または同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 その他()</p> <p>上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				
		特記事項				

(工事成績評定要領第5条関係)別紙2-総括監督員-2

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	(3) 安全対策	安全対策が優れている。	安全対策が良好である。	安全対策が適切である。	安全対策がやや不適切である。	安全対策が不適切である。
		<p>判定 [評価対象項目]</p> <p>建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 その他()</p> <p>上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				
		<p>特記事項</p>				

【記入方法】 該当する項目の に マークを記入する。

考査項目	細 別	評価対象項目	評価技術事例
4 .工事特性	(1) 施工条件等への対応	<p>建物規模への対応 下記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 2 点の加点とする。 延べ面積 10,000㎡以上の建物 地上 9 階以上または建物高さ 31m 以上の建物 大空間のホール等を有する建物 その他 ()</p> <p>詳細評価内容 :</p>	
		<p>建物固有の機能の難しさへの対応 下記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 2 点の加点とする。 対象建物の耐震レベル 建物機能の特殊性 その他 ()</p> <p>詳細評価内容 :</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準において 類及び A 類に属する工事 ・ 電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・ 研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
		<p>建物固有の施工技術の難しさへの対応 下記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 2 点の加点とする。 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 設計条件として、工法、材料及び設備システム (機材を含む) の特殊性 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 その他 ()</p> <p>詳細評価内容 :</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・ 特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・ 特殊な設備システムを採用した工事 ・ 免震装置を設ける工事 ・ 大規模な山留め工法が必要な工事 ・ 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・ 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別	評価対象項目	評価技術事例
4 .工事特性	(1) 施工条件等への対応	<p>厳しい自然・地盤条件への対応 下記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 2 点の加点とする。 湧水の発生、地下水の影響 (地盤掘削時) 軟弱地盤、支持地盤の影響 雨・雪・風・気温等の影響 その他 ()</p> <p>詳細評価内容 :</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・ 液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		<p>厳しい周辺環境、社会条件との対応 下記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 2 点の加点とする。 地中埋設物等の作業障害 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 その他 ()</p> <p>詳細評価内容 :</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・ 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・ 場内に汚水処理装置 (水替え) を必要とする工事 ・ 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・ 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事

審査項目	細 別	評価対象項目	評価技術事例
4 .工事特性	(1) 施工条件等への対応	<p>施工現場での対応</p> <p>下記の対応事項に 1 つにレ点が付けば 4 点の加点とし、最大 10 点とする。</p> <p>【長期工事における安全確保への対応】 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く)</p> <p>【災害等での臨機の措置】 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</p> <p>【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事 その他()</p> <p>詳細評価内容：</p>	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

審査項目	細 別		【工事特性のキーワードの詳細】
4 . 工事特性	記述評価 【 マーク を付したキ ーワード項 目について 評価内容を 詳細記述】	評 価 評 点 点	

- 1 . 工事特性は、最大 20 点の加点評価とする。なお、1 項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
- 2 . 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。
- 3 . レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

(工事成績評定要領第5条関係)別紙2-総括監督員-7

考 査 項 目	細 別	a	a´	b	b´	c
6 .社会性等	(1) 地域への 貢献等	地域への貢献が優れている。	地域への貢献がやや優れている。	地域への貢献が良好である。	地域への貢献がやや良好である。	他の評価に該当しない。
<p>判定 [評価対象項目]</p> <p>災害時等に地域への救援活動等に協力した。 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 その他()</p> <p>上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a´、b、b´、c評価を行う。</p>						
<p>特記事項</p>						

- 1 . 総括監督員は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。
- 2 . 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
- 3 . 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点点評価する。
- 4 . レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

(建設工事成績評定要領第5条関係)別紙2-総括監督員-8

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
	措置	内容
7.法令遵守等	該当無し	0点
	1.入札参加停止3ヶ月以上	-20点
	2.入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
	3.入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
	4.入札参加停止2週間以上1ヶ月未満 または、総合評価方式で施工者の責により評価項目を三つ以上満足しない場合	-10点
	5.文書注意 または、総合評価方式で施工者の責により評価項目を二つ以上満足しない場合	-8点
	6.口頭注意 または、総合評価方式で施工者の責により評価項目を一つ以上満足しない場合	-5点
	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点
<p>本考査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任または総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表4～6により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡または承継を行った。 ・ 3. 労働者の寄宿舍環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 		

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表 措 置 内 容
7. 法令遵守等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 1. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 1 2. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 1 3. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 1 4. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 1 5. 引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 1 6. 低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ・ 1 7. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 1 8. その他 理由：

工種 建築物等の解体撤去・石綿除去(アスベスト撤去)工事

考 査 項 目	細 別	a (90%以上)	a' (80%以上90%未満)	b (70%以上80%未満)	b' (60%以上70%未満)	c (50%以上60%未満)	d (50%未満)	e
3. 出来形及び出来ばえ	(2) 品質	品質が特に優れている。	品質が優れている。	品質が特に良好である。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不備である。	品質が不備である。
		判定対象 [評価対象項目] 付着物等の除去が適切に行われている。 解体資材の再資源化または、リユースや有価物化に積極的に取り組んでいる。 中間処理施設等への搬出状況について、写真などでの確に確認できる。 埋設物の撤去状況及び記録が適切である。 その他 ()					判定品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当すれば . . . d	判定品質が不適切であったため、さいたま市建設工事請負契約基準約款第17条第2項に基づく修補指示を検査職員が行った。 上記に該当すれば . . . e
「対象欄」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = (/) × 100		特記事項						

工種 建築工事

考査項目	細別	a (90%以上)	b (80%以上90%未満)	c (80%未満)	d
3.出来形及び出来ばえ	(3)出来ばえ	全体的な完成度が優れている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。
		判定対象 [評価対象項目] きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 関連工事(工種)または既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 保全に配慮した施工がなされている。 その他()			判定 出来ばえが劣っている。 上記に該当すれば ・・・d
「対象欄」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値 () (%) = (/) × 100 評価対象項目数が2項目以下の場合は、すべて該当してもc評価とする。		特記事項			

1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。
2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

工種 建築物等の解体撤去・石綿除去(アスベスト撤去)工事

考 査 項 目	細 別	a (90%以上)	b (80%以上90%未満)	c (80%未満)	d
3.出来形及び出来ばえ 「対象欄」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = (/) × 100 評価対象項目数が2項目以下の場合、すべて該当してもc評価とする。	(3) 出来ばえ	全体的な完成度が優れている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。
		判定対象 [評価対象項目] 分別解体が的確に行われている。 解体撤去物の積載方法や搬出時期等が適切である。 周辺道路や既存工作物の破損修復や清掃が行き届いている。 解体・撤去後の整地や現地保全が行き届いている。			
		特記事項			

1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。
2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

工種 電気設備工事・受変電設備工事

考 査 項 目	細 別	a (90%以上)	b (80%以上90%未満)	c (80%未満)	d
3. 出来形及び出来ばえ 「対象欄」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値 $\left(\frac{\quad}{\quad} \right) \times 100$ 評価対象項目数が2項目以下の場合、すべて該当してもc評価とする。	(3) 出来ばえ	全体的な完成度が優れている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。
		判定対象 [評価対象項目] きめ細やかな施工がなされている。 関連工事(工種)または既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 機器またはシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 環境負荷低減への対策が優れている。 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 その他()			
		特記事項			

1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。
2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は1.0とする。

工種 暖冷房衛生設備工事・機械設備工事

考 査 項 目	細 別	a (9 0 % 以上)	b (8 0 % 以上 9 0 % 未 満)	c (8 0 % 未 満)	d
3 出来形及び出来ばえ 「対象欄」にチェックボックスがある項目は、当該評定工事において評価すべき項目である場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白とする。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 評価値 $(\quad \%) = (\quad / \quad) \times 100$ 評価対象項目数が2項目以下の場合、すべて該当してもc評価とする。	(3) 出来ばえ	全体的な完成度が優れている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。
		判 定 対 象 [評 価 対 象 項 目] きめ細やかな施工がなされている。 関連工事(工種)または既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 機器またはシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 環境負荷低減への対策が優れている。 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 その他()			
		特記事項			

1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
2. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。
3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事の評価するものとし工事比率は1.0とする。